

平成 16 年度財務定期監査結果に基づき講じた措置（事業所等）

(1) 収入に関する事務

検査手数料を適正な科目で収納すべきもの

環境保健研究所で行う抗酸菌検査手数料の収入において、手数料として収納すべきところ、雑入として処理している事例が見受けられた。 (保健福祉局)

適正な科目で収納するべきである。

措置方針等

平成 19 年度実施に向けて、平成 18 年度に入ってから関係課（健康部保健推進課、予防衛生課）協議を行う予定である。

現金の収納事務を適正に行うべきもの

保育所において幼児主食提供給食費を徴収する際、納入通知書による個人納付の手続きをとっているが、一部の保育所で職員が納入義務者から現金を預かり領収証書を発行せず、納付代行を行っている事例が見受けられた。 (保健福祉局)

職員による納付代行はやむをえない場合の例外処理であり、その際も領収証書を発行すべきとされている。

適正な事務処理を行うべきである。

措置方針等

乳児主食提供費については、各保育所において調定し、収納については、各保護者が納付書で納付するのを原則としている。ただ、ご指摘のように一部の保育所において、徴収の実態から、事実上納付代行的な処理をせざるを得ない実情がある。現在、やむを得ず納付代行をする場合のルールについて検討しており、平成 18 年度からの改善に向け調整を進めていきたい。